

子の氏の変更許可の申立てについて

はじめに

子が、父又は母と氏を異にする場合（父母が婚姻中の場合を除く。）には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます（民法 791 条 1 項）。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。15歳以上の子は子ども本人、15歳未満の子は親権者が 手続をする必要があります（書式も違いますのでご注意ください）。

1 必要書類（必ず全部そろえてから申し立ててください。）

(1) 戸籍謄本

- ① 子どもさんが、いま、現に入っている戸籍謄本
- ② 子どもさんが、これから入ろうとする戸籍謄本（親の戸籍謄本）

※ 転籍など、離婚後に戸籍が動いている場合は下の注をご覧ください。

(2) 申立書（記入例に従って、戸籍の文字どおり、正確に楷書で書き写してください。）

(3) 収入印紙……子どもさん 1 人につき 800 円

(4) 郵便切手

- ・ 即日審判の場合（午後 3 時まで（7 月中旬から 8 月末までは午前 11 時まで）に受付番号札をとられた方で、1～2 時間お待ちいただける方）
……郵便切手は不要です。
- ・ 郵送手続の場合（即日審判のできない方）
……郵便切手 246 円分（15 歳以上の子については 1 人あたり 82 円切手 3 枚、15 歳未満の子については人数にかかわらず 82 円切手 3 枚のみ）を用意してください。

2 申立書を記入し、収入印紙と切手を購入されましたら、受付の入口横の発券機から番号カードを引いて、お待ちください。収入印紙、切手は、地下 1 階の売店で購入できます（売店は午後 5 時までです。）。

3 郵便での申立て後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所は、申立てについて審理するために申立人に対して一定の事柄を書面で照会したり、直接事情をお尋ねしたりする場合があります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。

※注 戸籍は、子どもさんと親権者の方が同籍していたときから現在の戸籍までつながっていることが必要となります。

例えば、離婚によって、親権者の方が戸籍「A」を作成したあと、さらに、別の場所に転籍し戸籍「B」を作成した場合、申立ての際には、「A」、「B」両方の戸籍が必要となります。

※注 以上は、大阪家裁本庁における説明です。大阪家裁堺支部や同岸和田支部へ申し立てる場合には、切手の額や内訳のほか、収入印紙の購入方法についても、それぞれの支部へお問い合わせください。